

令和7年第4回砂川市議会定例会

令和7年12月8日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣言
- 開議宣言
- 日程第 1 会議録署名議員指名
 - 議事日程報告
 - 議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 7年 3定 令和6年度砂川市一般会計決算の認定を求めるについて
議案第15号
- 7年 3定 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求める
議案第16号 ことについて
- 7年 3定 令和6年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めること
議案第17号 について
- 7年 3定 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求める
議案第18号 ことについて
- 7年 3定 令和6年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定
議案第19号 を求めるについて
- 7年 3定 令和6年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を
議案第20号 求めることについて
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第 2号 砂川市立義務教育学校施設使用条例の制定について
議案第 3号 砂川市旧学校施設使用条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 議案第13号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例の制定について
議案第 11 号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 号 令和 7 年度砂川市一般会計補正予算
[予算審査特別委員会]
散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

辻 熱議員
水島美喜子議員

議事日程報告
議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 12 月 8 日
至 12 月 11 日 4 日間

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 7 年 3 定 令和 6 年度砂川市一般会計決算の認定を求めるについて

議案第 15 号

7 年 3 定 令和 6 年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求める
議案第 16 号 ことについて

7 年 3 定 令和 6 年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求める
議案第 17 号 ことについて

7 年 3 定 令和 6 年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求める
議案第 18 号 ことについて

7 年 3 定 令和 6 年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求める
議案第 19 号 ことについて

7 年 3 定 令和 6 年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求める
議案第 20 号 ことについて

日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について

日程第 7 議案第 2 号 砂川市立義務教育学校施設使用条例の制定について

議案第 3 号 砂川市旧学校施設使用条例の制定について

議案第 7 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 13 号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 号 令和 7 年度砂川市一般会計補正予算
〔予算審査特別委員会〕

○出席議員（12名）

議長 多比良 和伸君	副議長 小黒 弘君
議員 是枝 貴裕君	議員 石田 健太君
伊藤 俊喜君	山下 克己君
高田 浩子君	鈴木 伸之君
水島 美喜子君	沢田 広志君
武田 真君	辻 熱君

○欠席議員（1名）

中道 博武君

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	飯澤 明彦
砂川市教育委員会教育長	板垣 喬博
砂川市監査委員	中村 一久
砂川市選挙管理委員会委員長	千葉 美由紀
砂川市農業委員会会長	関尾 一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上 守
病院事業管理者	平林 高之
総務部長	三橋 真樹
総務部審議監	安原 雄二
市民部長	堀田 一茂

保健福祉部長	畠山秀樹
経済部長	野田勉
建設部長	斎藤史
病院事務局長	朝日博
病院事務局次長	為国朗
病院事務局審議監	倉島徳
総務課長	岩間一郎
政策調整課長	安武学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	玉川晴久
指導参考事	神島亘基
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	下道くみこ
--------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三橋真樹
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	野田勉
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	安武浩美
事務局次長	越智朱美
事務局係長	野荒邦広
事務局係長	佐々木健児

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから令和7年第4回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣言

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届出があった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 安武浩美君 本日の会議に欠席と届出のありました議員は、中道博武議員であります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、辻勲議員及び水島美喜子議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は4日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) おはようございます。前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

2ページ、総務部市長公室課の関係では、5点目の砂川市政功労者表彰式について、11月3日、地域交流センターゆうにおいて市政功労2名、貢献2名・1団体の表彰及び永住功労113名、高額寄附3件に対し、感謝状の贈呈を行ったところでございます。

次に、3ページ、7点目の砂川市町内会連合会との懇談会について、11月11日、砂

川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところでございます。

次に、4ページ、政策調整課の関係では、2点目の「砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進の取組について、9月24日から10月31日までの期間において砂川市総合戦略推進委員会に所属する9団体と第3期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けた意見交換会を開催したところでございます。

次に、6点目の地域おこし協力隊について、移住定住施策に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ1名の応募があり、書類選考及び面接を行い、12月1日より採用したところでございます。

次に、6ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について、(2)に記載してございますが、主な啓発運動として9月19日、22日、24日に市内各団体による旗の波街頭啓発を実施したところでございます。

次に、12ページ経済部商工労働観光課の関係では、4点目のスイーツ・パークチャップフェスタについて、10月26日、まちなか交流施設すないるにおいて地域おこし協力隊主催で市内12事業者のスイーツ及びパークチャップの商品販売を行ったほか、市内外から11事業者が出店販売を行い、約500人が来場したところでございます。

次に、15ページ、農政課の関係では、3点目のヒグマ対策について、ヒグマの目撃情報や通報があった場合には庁内で対策会議を開催し、市民周知や注意喚起、公共施設の閉鎖等の対応を行ったところでございます。また、10月22日に滝川警察署を訪問し、ヒグマ出没等の対応について要請と協議を行い、10月28日に獣友会砂川支部砂川部会の会員である鳥獣被害対策実施隊員と緊急銃猟の実施に向けた意見交換を行ったところでございます。なお、7月8日から砂川市全域に発出されていた北海道ヒグマ注意報は、市街地周辺でのヒグマ出没が減少したことから、11月7日をもって解除されたところでございます。

次に、19ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいの推進事業について、8月から10月まで各事業において合計73件、2,344万2,000円を交付したところでございます。

次に、8点目の住み替え支援事業について、8月から10月まで各事業において合計21件、285万円を交付したところでございます。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第4、教育行政報告を求めます。
教育長。

○教育長 板垣喬博君 (登壇) おはようございます。前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。3点目の砂川市高等学校教育を考える会について、9月16日に第3回、10月28日に第4回、11月20日に第5回の砂川市高等学校教育を考える会を開催し、小中高の連携に関わる取組やアンケート調査結果及び公立高等学校配置計画についての報告のほか、魅力向上に向けた取組に関する報告書案について協議を行ったところでございます。

次に、4点目の砂川市部活動の地域移行検討協議会について、9月29日に第1回検討協議会を開催し、報告及び令和8年度以降の地域指導員に係る謝礼等について協議を行ったところでございます。

次に、5点目の令和8年度砂川高校の募集学級数について、10月2日、北海道教育委員会より令和8年度から10年度までの公立高等学校配置計画が発表され、砂川高校の来年度の募集学級数は2間口となることが決定したところでございます。

次に、学校再編課所管では、1点目の砂川市立小中学校統合準備委員会について、10月9日に第4回準備委員会を開催し、砂川学園の開校に向けた保護者説明会等について報告したほか、スクールバスの運行、式典について協議を行ったところでございます。

2ページになります。次に、3点目の砂川学園の開校に向けた保護者説明会について、9月18日から10月8日まで6回にわたり「砂川学園の開校に向けた保護者説明会」を開催し、346人の参加があったところでございます。

次に、5点目の6校合同校旗返納式について、11月5日、6校合同校旗返納式を開催し、令和7年度をもって閉校する小学校5校及び中学校1校の校長や児童生徒から市長へ校旗が返納されたところでございます。

次に、社会教育課所管では、1点目の秋のあいさつ運動について、9月10日から12日までを強調週間として、あいさつ運動推進委員会の主催により市内小中学校、保育所、保育園、幼稚園、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティアなど59団体、延べ1,076人が参加し、実施したところでございます。

次に、2点目の生涯学習市民の集い「いってみよう やってみよう 2025」について、9月27日、社会教育委員の会議の主催により開催し、市内企業、砂川高等学校、國學院大學北海道短期大学部、中空知レクリエーション協会、公民館グループ・サークル等の協力の下、多彩な体験活動を行い、市民など258人の参加があったところでございます。

3ページになります。次に、3点目の第56回砂川市民文化祭について、10月11日から12日まで、発表団体は芸能部門に26団体、文芸展示部門に22団体、発表者63人、約1,000人が鑑賞したところでございます。

次に、スポーツ振興課所管では、2点目の各種事業について、4ページになります。

（2）はまなす国体開催記念・第36回北海道中学生剣道錬成大会について、9月28日、総合体育館において開催し、124チーム、676人の参加があったところでございます。

次に、公民館所管では、1点目の各種事業について、5ページになります。（7）郷土資料室特別展「がっこうの記憶展」について、10月25日から11月16日まで公民館において郷土資料室に収蔵している砂川の学校の古道具や写真、地図などの展示、映像資料の上映を行い、延べ451人の参加があったところでございます。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

◎日程第5 7年3定議案第15号 令和6年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

7年3定議案第16号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるについて

7年3定議案第17号 令和6年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めるについて

7年3定議案第18号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めるについて

7年3定議案第19号 令和6年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めるについて

7年3定議案第20号 令和6年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めるについて

○議長 多比良和伸君 日程第5、令和7年第3回定例会議案第15号 令和6年度砂川市一般会計決算の認定を求めるについて、議案第16号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるについて、議案第17号 令和6年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めるについて、議案第18号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めるについて、議案第19号 令和6年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めるについて、議案第20号 令和6年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めるについての6件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 武田 真君（登壇） 令和7年第3回市議会定例会において決算審査特別委員会に付託されました議案第15号から第20号までの令和6年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月11日に委員会を開催し、委員長に私武田、副委員長に石田健太委員が選出され、続いて10月1日に委員会を開催し、付託されました6会計の決算について慎重に審査し、

簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、令和7年第3回定例会議案第15号から第20号までを一括採決します。
本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第6 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 多比良和伸君 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。
提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、駐車場内における樹木の枝の落下による自動車事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。専決処分でありますが、駐車場内における樹木の枝の落下による自動車事故損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生年月日は、令和7年7月29日火曜日午前8時から午後5時の間であります。

事故発生場所は、市内西8条北4丁目1番1号、子ども通園センター南側駐車場であります。

相手方住所、氏名、相手方物件は記載のとおりであります。

事故の概要は、子ども通園センター南側駐車場内の樹木の枝が落下し、相手方車両の屋根の一部を破損した事故であります。

過失割合は当市が100%で、賠償金は30万8,000円であり、専決処分日は令和

7年9月11日であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7 議案第 2号 砂川市立義務教育学校施設使用条例の制定について
議案第 3号 砂川市旧学校施設使用条例の制定について
議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定
について
議案第 8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
議案第13号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
議案第11号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
議案第 1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第7、議案第2号 砂川市立義務教育学校施設使用条例の制定について、議案第3号 砂川市旧学校施設使用条例の制定について、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算の9件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 (登壇) 私から議案第2号、議案第3号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 砂川市立義務教育学校施設使用条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、砂川市立義務教育学校の開校に伴い、学校施設を学校教育に支障のない範囲で市民の社会教育活動等の場として使用に供することにより社会教育活動の振興を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてであります、本市では学校教育に支障のない範囲で屋内運動場等の学校施設を市民の社会教育活動等のために開放する事業を従前より実施し、その使用に関しましては砂川市立学校施設使用条例により施設ごとの使用料等を定めて運営を行っておりましたが、令和8年4月の義務教育学校砂川学園の開校に伴い、開放する学校施設が6校から1校となることから、学校施設の使用に関する条例等の整理を行うものであり、砂川学園においても引き続き地域の皆様にこれまでと同様にご使用いただけるよう、現行の学校施設使用条例に代えて新たに本条例を制定するものであります。

2ページを御覧願います。砂川市立義務教育学校施設使用条例でありますが、14条立てで構成するものであり、順にご説明申し上げますが、規定内容につきましては条文の要旨を申し上げることで説明とさせていただきます。

第1条は、趣旨の定めであり、この条例は、砂川学園のメインアリーナ、サブアリーナ、水泳プール等の学校施設を学校教育に支障のない範囲で市民の社会教育活動等の場として使用に供することに関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、使用可能な学校施設の定めであり、第1項は第1号から第5号までに掲げる施設と定めるものであり、第2項は校長が承諾し、委員会が認めるときは教室、特別教室、その他の学校施設についても使用することができると定めるものであります。

第3条は、使用日及び使用時間の定めであり、第1項は別表第1に定めるとおりとし、ただし校長が承諾し、委員会が認めるときは変更することができると定めるものであり、第2項は前条第2項の規定による使用においても校長の承諾を受け、委員会が別に使用日及び使用時間を定めるものであります。

第4条は、使用対象者の定めであり、第1項は市内に居住する5人以上の団体及びグループであって社会教育活動を行うものとして委員会が認めるものとし、ただし団体等以外の者であって委員会が公用または公共用に供するために認めるものについてはこの限りでないと定めるものであり、第2項は水泳プールについては個人の使用も認めるものと定めるものであります。

第5条は、使用の許可の定めであり、第1項は使用しようとする者はあらかじめ委員会の許可を受けなければならないと定めるものであり、第2項は委員会は管理運営上必要と認めるときは使用について条件を付すことができると定めるものであります。

3ページを御覧願います。第6条は、特別設備等の許可の定めであり、使用者は特別な設備を設置し、または特殊な物件を搬入しようとするときはあらかじめ許可を受けなければならないと定めるものであります。

第7条は、使用の制限の定めであり、第1号から第6号までのいずれかに該当するときは使用を許可しないものと定めるものであります。

第8条は、使用料の定めであり、使用料は別表第2に定める使用料を前納しなければならないとし、ただし委員会が認めるときはこの限りでないと定めるものであります。

第9条は、使用料の免除の定めであり、委員会は規則で定めることにより使用料を免除することができると定めるものであります。

第10条は、使用料の還付の定めであり、既に納付された使用料は還付しないとし、ただし特別の事情があると認めるときは規則で定めるところにより還付するものと定めるものであります。

第11条は、使用の許可の取消し等の定めであり、第1号から第4号までのいずれかに該当すると認めるときは使用の許可の取消しまたは使用の停止を命ずることができるとし、この場合使用者に損害が生じても委員会はその賠償の責めを負わないと定めるものであります。

第12条は、原状回復の義務の定めであり、使用者は使用を終えたときまたは使用の許可を取り消され、もしくは停止されたときは原状に回復しなければならないと定めるものであります。

4ページを御覧願います。第13条は、損害賠償の定めであり、使用者はその責めに帰すべき事由により学校施設または設備器具等を破損し、または滅失したときは、委員会の定めるところによりその損害を賠償しなければならないと定めるものであります。

第14条は、委任の定めであり、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、ただし附則第3項の規定は公布の日から施行すると定め、第2項は砂川市立学校施設使用条例の廃止であり、砂川市立学校施設使用条例は廃止すると定め、第3項は準備行為であり、この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができると定めるものであります。

次に、別表ですが、別表第1は条例第3条第1項に定める学校施設の使用日及び使用時間の内容を定めるものであり、別表第2は条例第8条に規定する学校施設使用料の内訳を定めるものであります。

続きまして、5ページを御覧願います。議案第2号附属説明資料、砂川市立義務教育学校施設使用条例施行規則についてご説明申し上げます。第1条は趣旨の定め、第2条は定義の定めであります。

第3条は、使用申請の定めであり、第1項は申請者は校長の同意を得た上で使用しようとする日の5日前までに使用許可申請書を提出しなければならないとし、ただし委員会が認める者及び水泳プールを使用しようとする者はこの限りでないと定めるものあり、第2項は使用料を後納する手続について定めるものであります。

第4条は使用の許可の定め、第5条は使用責任者の定めであります。

第6条は、使用料の免除の定めであり、第1項は条例第9条に規定する免除の対象を第1号から第4号までに掲げる事業と定めるものであり、6ページを御覧願います。第2項は、免除申請の提出について定めるものであります。

第7条は使用の変更及び取下げの定め、第8条は使用料の還付の定めであり、第1項は条例第10条ただし書に規定する還付に係る特別な事情を第1号及び第2号の要件と定めるものあり、第2項は還付申請の提出について定めるものであります。

第9条は破損等の届出の定め、第10条はその他の定めであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この規則は令和8年4月1日から施行するものとし、ただし附則第3項の規定は公布の日から施行すると定め、第2条は砂川市立学校施設使用条例施行規則の廃止であり、砂川市立学校施設使用条例施行規則は廃止すると定め、第3項は準備行為であり、条例附則第3項の規定により条例の施行前において行われる準備行為は、この規則の規定により行うことができると定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第3号 砂川市旧学校施設使用条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、市立学校の再編に伴い、学校としての用途を廃止した施設を有効に活用し、市民の社会教育活動等の場として使用に供することにより社会教育活動の振興を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてでありますと、本市では学校教育に支障のない範囲で屋内運動場等の学校施設を市民の社会教育活動等のために開放する事業を従前より実施し、その使用に関しては砂川市立学校施設使用条例により施設ごとの使用料等を定めて運営を行っておりますが、令和8年4月の義務教育学校砂川学園の開校に伴い各小学校は閉校となることから、学校施設の使用に関する条例等の整理を行うものであり、閉校する6校のうち小学校2校を砂川市旧学校施設として使用に供し、引き続き地域の皆様にこれまでと同様にお越しをいただけるよう現行の学校施設使用条例に代えて新たに本条例を制定するものであります。

2ページを御覧願います。砂川市旧学校施設使用条例でありますと、15条立てで構成するものでありますと、順にご説明申し上げますが、規定内容につきましては条文の要旨を申し上げることで説明とさせていただきます。

第1条は、設置の定めであり、市立学校の再編に伴い学校としての用途を廃止した施設を有効に活用し、市民の社会教育活動の場として使用に供することにより社会教育活動の

振興等を図るため、砂川市旧学校施設を設置するものであります。

第2条は、名称、位置及び使用可能な施設の定めであり、名称を旧豊沼小学校、旧中央小学校とし、屋内運動場及びミーティングルームを使用可能な施設と定めるものであります。

第3条は、使用時間の定めであり、午後5時から午後9時までとし、ただし委員会が認めるときは変更することができると定めるものであります。

第4条は、休業日の定めであり、第1項は第1号から第3号までに掲げる日を休業日と定めるものであり、第2項は委員会が認めるときは休業日を変更し、またはその他の日を臨時に休業日とするとことができると定めるものであります。

第5条は、使用対象者の定めであり、市内に居住する5人以上の団体及びグループであって社会教育活動を行うものとして委員会が認めるものとし、ただし委員会が公用または公共用に供するために必要と認めるものについてはこの限りでないと定めるものであります。

第6条は、使用の許可の定めであり、第1項は使用しようとする者はあらかじめ委員会の許可を受けなければならないと定めるものであり、第2項は委員会は管理運営上必要と認めるときは使用について条件を付すことができると定めるものであります。

3ページを御覧願います。第7条は、特別設備等の許可の定めであり、使用者は特別な設備を設置し、または特殊な物件を搬入しようとするときはあらかじめ許可を受けなければならないと定めるものであります。

第8条は、使用の制限の定めであり、第1号から第5号までいづれかに該当するときは使用を許可しないものと定めるものであります。

第9条は、使用料の定めであり、使用者は別表に定める使用料を前納しなければならないとし、ただし委員会が認めるときはこの限りでないと定めるものであります。

第10条は、使用料の免除の定めであり、委員会は規則で定めるところにより使用料を免除することができると定めるものであります。

第11条は、使用料の還付の定めであり、既に納付された使用料は還付しないとし、ただし特別な事情があると認めるときは規則の定めるところにより還付すると定めるものであります。

第12条は、使用の許可の取消し等の定めであり、第1号から第4号までのいづれかに該当すると認めるときは使用の許可を取り消し、または使用の停止を命ずることができるとし、この場合使用者に損害が生じても委員会はその賠償の責めを負わないと定めるものであります。

第13条は、原状回復の義務の定めであり、使用者は使用を終えたときまたは使用の許可を取り消され、もしくは停止されたときは原状に回復しなければないと定めるものであります。

第14条は、損害賠償の定めであり、使用者はその責めに帰すべき事由により旧学校施設または設備器具等を破損し、または滅失したときは委員会の定めるところによりその損害を賠償しなければならないと定めるものであります。

4ページを御覧願います。第15条は、委任の定めであり、この条例の定めるものほか、必要な事項は規則で定めるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、ただし次項の規定は公布の日から施行するものと定め、第2項は準備行為であり、この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができると定めるものであります。

次に、別表ですが、条例第9条に規定する旧学校施設使用料の内訳を定めるものであります。

続きまして、5ページを御覧願います。議案第3号附属説明資料、砂川市旧学校施設使用条例施行規則についてご説明申し上げます。第1条は趣旨の定め、第2条は定義の定めであります。

第3条は、使用申請の定めであり、第1項は申請者は使用しようとする日の5日前までに使用許可申請書を提出しなければならないとし、ただし委員会が認める者はこの限りでないと定めるものであり、第2項は使用料を後納する手続について定めるものであります。

第4条は使用の許可の定め、第5条は使用責任者の定めであります。

第6条は、使用料の免除の定めであり、第1項は条例第10条に規定する減免の対象を第1号から第3号までに掲げる事業と定めるものであり、第2項は免除申請の提出について定めるものであります。

6ページを御覧願います。第7条は使用の変更及び取下げの定め、第8条は使用料の還付の定めであり、第1項は条例第11条ただし書に規定する還付に係る特別な事情を第1号及び第2号の要件と定めるものであり、第2項は還付申請の提出について定めるものであります。

第9条は破損等の届出の定め、第10条はその他の定めであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この規則は令和8年4月1日から施行するものとし、ただし次項の規定は公布の日から施行するものと定め、第2項は準備行為であり、条例附則第2項の規定により、条例の施行日前において行われる準備行為は、この規則の規定により行うことができると定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 私から議案第7号、議案第8号、議案第5号、議案第6号及び議案第1号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説

明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給料月額、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を改定するほか、給料表の基準となる職務として管理栄養士等を加えるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては14ページ、議案第7号附属説明資料ナンバー1の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第12条は、通勤手当の支給の額及び支給の方法の定めであり、第2項第3号中「7,100円」を「7,300円」に、同項第4号中「1万円」を「1万400円」に、同項第5号中「1万2,900円」を「1万3,500円」に、同項第6号中「1万5,800円」を「1万6,600円」に、同項第7号中「1万8,700円」を「1万9,700円」に、同項第8号中「2万1,600円」を「2万2,800円」に、同項第9号中「2万4,400円」を「2万5,900円」に、同項第10号中「2万6,200円」を「2万9,100円」に、次ページになります。同項第11号中「2万8,000円」を「3万2,300円」に、同項第12号中「2万9,800円」を「3万5,500円」に、同項第13号中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改めるものであります。

第27条は、宿日直手当の定めであり、同条中「4,400円」を「4,700円」に改めるものであります。

第33条は、期末手当の支給の額の定めであり、第1項中「100分の125」を12月に支給する額について100分の2.5引き上げ、「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に、同条第2項中「100分の70」を12月に支給する額について100分の2.5引き上げ、「6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5」に改めるもので、令和7年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、次ページになります。第1項中「100分の105」を12月に支給する額について100分の2.5引き上げ、「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に、同条第2項中「100分の50」を12月に支給する額について100分の2.5引き上げ、「6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」に改めるもので、令和7年度の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

次に、別表第2、別表第4及び別表第5の給料表の改正であります、4ページから1

3ページまでが改正後の給料表となっております。なお、給料表の詳細につきましては、20ページから40ページまで、附属説明資料ナンバー2として改正後給料と現行給料の比較表を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

16ページ中段を御覧いただきたいと存じます。第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第12条は、通勤手当の支給の額及び支給の方法の定めであり、第2項第13号中「片道60キロメートル以上」を「片道60キロメートル以上65キロメートル未満」に改め、同項に次の8号を加えるものであり、第14号、使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員、4万2,200円、次ページになります。第15号、使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員、4万5,700円、第16号、使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員、4万9,200円、第17号、使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員、5万2,700円、第18号、使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員、5万6,200円、第19号、使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員、5万9,600円、第20号、使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員、6万3,000円、第21号、使用距離が片道100キロメートル以上である職員、6万6,400円とするものであります。

第33条は、期末手当の支給の額の定めであり、第1項中「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を6月に支給する額について100分の1.25引き上げ、12月に支給する額について100分の1.25引き下げ、「100分の126.25」に、同条第2項中「6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5」を6月に支給する額について100分の1.25引き上げ、12月に支給する額について100分の1.25引き下げ、「100分の71.25」に改めるもので、令和8年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

次ページになります。第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項中「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を6月に支給する額について100分の1.25引き上げ、12月に支給する額について100分の1.25引き下げ、「100分の106.25」に、同条第2項中「6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を6月に支給する額について100分の1.25引き上げ、12月に支給する額について100分の1.25引き下げ、「100分の51.25」に改めるもので、令和8年度以降の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

次に、別表第6、イ、医療職給料表（2）等級別基準職務表の改正であります、職務

の級の1級及び次ページの2級中、栄養士の次に「又は管理栄養士」を加え、職務の級の3級及び4級中、主任栄養士の次に「又は主任管理栄養士」を加える改正を行うものであります。

附則として、第1項及び第2項は施行期日等であり、第1項は、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであり、第2項は、第1条の規定による改正後の砂川市職員諸給与条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用するものであります。

第3項は、経過措置であり、新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の砂川市職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

次に、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市会計年度任用職員の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては5ページ、議案第8号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表第1の給料表の改正でありますが、全ての級の号俸について給料月額を改めるものであります。なお、3ページ及び4ページが改正後の給料表となっております。

9ページをお開きいただきたいと存じます。附則として、第1項は施行期日等であり、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用するものであります。

第2項は、経過措置であり、新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

第3項及び第4項は、フルタイム会計年度任用職員の給料及びパートタイム会計年度任用職員の報酬に関する特例であり、第3項は令和7年1月30日までに退職し、かつ同年12月1日時点では在職していないフルタイム会計年度任用職員の同年4月1日から同年1月30日までの給料の支給は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものであり、第4項は令和7年1月30日までに退職し、かつ同年12月1日時点では在職していないパートタイム会計年度任用職員の同年4月1日から同年1月30日までの報酬の支給は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものであります。

次に、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては4ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の「100分の230」を100分の5引き上げ、「100分の235」に、在職期間が3か月以上6か月未満の「100分の115」を100分の3引き上げ、「100分の118」に、在職期間が3か月未満の「100分の60」を100分の1引き上げ、「100分の61」に改めるもので、令和7年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、6月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の「100分の230」を100分の2.5引き上げ、「100分の232.5」に、次ページになります。在職期間が3か月以上6か月未満の「100分の115」を100分の1.25引き上げ、「100分の116.25」に、在職期間が3か月未満の「100分の60」を100分の0.45引き上げ、「100分の60.45」に、前のページにお戻り願います。次に、12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の「100分の235」を100分の2.5引き下げ、「100分の232.5」に、次ページになります。在職期間が3か月以上6か月未満の「100分の118」を100分の1.75引き下げ、「100分の116.25」に、在職期間が3か月未満の「100分の61」を100分の0.55引き下げ、「100分の60.45」に改めるもので、令和8年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項及び第2項は施行期日等であり、第1項は、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであり、第2項は、第1条の規定による改正後の砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用するものであります。

第3項は、経過措置であり、新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

次に、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項中「100分の230」を12月支給分について100分の5引き上げ、「6月に支給する場合においては100分230を、12月に支給する場合においては100分の235」に改めるもので、令和7年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項中「6月に支給する場合においては100分の230を、12月に支給する場合においては100分の235」を6月支給分について100分の2.5引き上げ、12月支給分について100分の2.5引き下げ、「100分の232.5」に改めるもので、令和8年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

次ページを御覧願います。附則として、第1項及び第2項は施行期日等であり、第1項は、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであり、第2項は、第1条の規定による改正後の砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用するものであります。

第3項は、経過措置であり、新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

次に、議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は第4号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,

200万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ239億540万4,000円とするものであります。

第2条は、債務負担行為の補正であります。4ページをお開きいただきたいと存じます。第2表、債務負担行為補正に記載のとおり、スクールバス運行管理委託について期間を令和7年度から令和10年度の4か年で限度額を2億1,336万3,000円と定めるものであります。令和8年4月の砂川学園開校に伴い遠距離通学となる児童生徒に対し、スクールバスによる通学支援を行うに当たり、運行管理事業について令和7年度内に契約行為を行う必要があること及び複数年契約とすることで不足するバス運転手の確保など運行事業者がより安定的な経営を図ることができることから、令和7年度から10年度までの債務負担行為を設定し、スクールバス運行管理を委託するものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項1目一般管理費で一つ丸、ふるさと応援寄附金に要する経費9,195万円の補正は、ふるさと応援寄附金の採納状況について、10月末時点での寄附金額がふるさと納税に係るポイント廃止による駆け込み寄附の影響により前年同時期の約2倍になるなど当初見込みを大きく上回るとともに今後も一定程度の増加が見込まれることから増加分を補正するものであり、ふるさと応援寄附金謝礼2,425万円、通信運搬費1,128万2,000円、手数料4,576万2,000円、ふるさと応援寄附金業務委託料1,065万6,000円であります。

9ページをお開きいただきたいと存じます。7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費5万9,000円の補正は、小売商業店舗等の性能及び機能の向上を促し、新たな顧客の誘引につなげるとともに中小企業等の健全な発展と市勢の伸展を図るため、令和7年第2回市議会定例会において既存の小売商業店舗等の改修費用を助成対象に加える砂川市中小企業等振興条例の改正について議決をいただき、今般事業者1者から申請があったことから、既存店舗の改修費用の一部を補助するものであり、中小企業等振興補助金5万9,000円であります。

以上が歳出であります、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。18款繰入金で9,200万9,000円の補正は、財源調整のため、財政調整基金を繰り入れるものであります。

以上が歳入であります。

なお、10ページには債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 議案第13号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

議案第13号の提案説明を求めます。

病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 議案第13号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、病院事業管理者の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第13号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項中「100分の230」を12月支給分について100分の5引き上げ、「6月に支給する場合においては100分の230を、12月に支給する場合においては100分の235」に改めるもので、令和7年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項中「6月に支給する場合においては100分の230を、12月に支給する場合においては100分の235」を6月支給分について100分の2.5引き上げ、12月支給分については100分の2.5引き下げ、「100分の232.5」に改めるもので、令和8年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

次ページを御覧願います。附則として、この条例の施行期日等の定めとして、第1項は、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであります。

第2項は、第1条の規定による改正後の砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用するものであります。

経過措置の定めとして、第3項は、新条例の規定を適用する場合においては、第1条に規定する改正前の砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君（登壇） 私から議案第11号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、令和8年度より市内の小中学校を統合し、義務教育学校を開校することに伴い、小学校区ごとに設置している学童保育所について再編の上、市内2か所で開設するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の経過及び概要についてありますが、保護者の就労等により保育に欠ける小学生を対象とした学童保育は、平成28年度以降小学校区単位の5か所で開設していましたが、令和8年度からの義務教育学校の開校に伴い開設箇所数や定員の見直しが必要となったことから、保護者からの意見をいただきながら改正案について取りまとめたところであります。

開設場所につきましては、対象児童がスムーズに移動できる安全性を重視し、義務教育学校内に定員を120人として、義務教育学校から遠距離にある地域等の保護者の送迎に係る負担を軽減するため、現行の空知太小学校に定員を40人として、計2か所においていずれも市の直営により開設し、定員の合計を160人とするものであります。

2ページを御覧願います。砂川市学童保育条例の一部を改正する条例でありますが、改正内容につきましては3ページ、議案第11号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第1条は、目的の定めであり、同条中「小学校」を「砂川市立義務教育学校」に、「遊びの場及び生活の場を提供し、保護者に代わり保育する（以下「学童保育」という。）」を「児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童保育」という。）を市が実施する」に、「設置するとともに、次条に定める施設において学童保育を実施する」を「設置し、その管理運営を行う」に改めるものであります。

第2条は、学童保育所の定めであり、見出しを「学童保育所の名称等」に、同条を「学童保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。」に改め、同条の表中、豊沼、中央、北光の各学童保育所の項及び施設の欄を削り、住所の欄を位置の欄に改め、砂川学童保育所の住所「砂川市西3条南8丁目1番1号」を位置として「砂川市吉野2条南5丁目1番1号」に、定員「40人」を「120人」に改めるものであります。

第4条は、対象児童の定めであり、4ページになります。同条第1項第1号中「本市に住所を有する小学校に就学する」を「砂川市立義務教育学校の前期課程に就学している」に改め、同条第2項中「入所児童が学童保育所の定員に満たない」を「通年入所児童の保育に支障がないと市長が認める」に、「児童（以下「短期入所児童」という。）は」を「児童（以下「短期入所児童」という。）を」に改めるものであります。

第7条は、委託の定めであり、同条を削り、第8条を第7条とするものであります。

附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は令和8年4月1日から施行す

るものとし、ただし次項の規定は公布の日から施行するものと定め、第2項は準備行為の定めであり、この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができると定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第2号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第2号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第3号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第3号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第7号及び第8号、議案第5号及び第6号、議案第13号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、議案第7号関係です。砂川市職員諸給与条例の一部改正についての総括質疑を行います。

まず最初に、これは事前に言っていないことなんですけれども、人事院勧告の、先ほどの提案説明でちょっとなかったので、確認をしたいんですけども、今回のこの職員の給与の改定ですけれども、公務員の給与水準が民間よりも下回っているための給与改定であって、若年層を重点に置きつつ、他の職員も引上げを改定するという趣旨なんだろうと思うんですけども、報道等では全体平均としては給与が3.3%のアップ、ボーナスが0.05か月アップというようなことが報じられたりしていますが、この辺のところは砂川市でも同じような状態なのかどうか、まず確認をさせてください。

続いて、質疑に入るんですけども、まず1点目としては市職員、市立病院職員、会計年度任用職員の給与改定に伴う影響額についてをお伺いをいたします。

2点目なんですけれども、市立病院の職員の関係なんですが、影響額を聞いてからどんな影響になるかなというのまずは大前提としてはあるんですけども、市立病院の経営、今年度もかなり大幅なマイナスからスタートしている状況であります。そういう中で市立病院の職員も給与改定をするという提案なんですけれども、病院経営にこの改定でどのような影響が出るのかということをどう考えて今回改定を決定したのか、その経過みたいなものをお伺いをしたいと思います。

それから、以前の私のこの場での総括質疑で、昨年度も職員の給与改定がありました。そのときの答弁で、こういう給与改定を行うときに、特に人勧ですよね、人事院勧告に基づいての給与改定のときは普通交付税の追加交付とか、あるいは例えば市立病院の場合でしたら給与改定に伴う繰出金ですか、これは今年の3月議会での答弁なんですけれども、国から給与改定分に伴う病院への繰出金の追加調査があったというような答弁がありました。こういう人勧に伴う給与改定についての今回の砂川市の給与改定に対して、特に病院についての繰出金というような形、国からの支援というか、そんなものはあるのかないのか、この辺をお伺いして1回目とします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君（登壇） 私から市職員、市役所常勤職員及び会計年度任用職員の今般の給与改定に伴う影響の部分、また国から給与改定に伴う普通交付税の追加交付というものが行われるのかどうか、市立病院への繰出金はあるのかどうか、この点についてご答弁を申し上げます。

まず、市役所常勤職員における影響額でありますけれども、給料表の改定では給料の引上げ分が約2,882万円、12月期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.025月の引上げ分と給料の改定に伴う6月、12月の期末勤勉手当及び管理職手当への跳ね返り分、さらに通勤手当の改正による増額分を合わせた額が約1,536万4,000円となり、総額で約4,418万4,000円となっております。このほか共済費等の事業主負担の増額分約296万7,000円を合わせますと、全体で約4,715万1,000円の影響額となるものであります。

次に、市役所側の会計年度任用職員における影響額でございます。昨年度より国の指針に基づきまして常勤職員の給与改定の取扱いに準じた改定を行うこととしており、報酬の引上げ分が約1,453万6,000円、12月期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.025月の引上げ分とその跳ね返り分、さらに通勤手当の改正による増額分を合わせた額が約528万1,000円となり、総額で約1,981万7,000円となっております。このほか共済組合負担金及び社会保険の事業主負担の増額分約77万1,000円を合わせますと、全体で約2,058万8,000円の影響額となるものでございます。

また、今般の改正の割合ということでございますけれども、行政職給料表が適用となる者で平均で3.54%の引上げ、栄養士に適用されます医療職給料表で給料表の（二）、2表です。こちらで平均で4.29%の引上げ、保健師に適用されます医療職給料表（三）、こちらで平均4.42%の引上げの改定となっているものでございます。

次に、普通交付税の追加交付の部分でございますけれども、政府は11月28日に令和7年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定をしており、その中で令和7年度地方交付税総額について1兆3,102億円を加算して増額交付するとし、その内訳として人事院勧告を踏まえた地方公務員給与のプラス改定対応分として3,362億円を計上する

としております。政府は、今国会に交付税法改正案を提出するとされておりまして、法案可決後に普通交付税の追加交付が行われることとなります、各自治体の交付額など詳細については現時点で不明となっております。

次に、市立病院への繰出金の関係でございます。令和6年度につきましては、特別交付税の3月交付について給与改定に伴う病院への繰り出し額を特殊財政需要に含めて要望するようにとの調査があつたことから、給与改定分について繰り出しを行いましたが、今年度については調査が実施されるかは不明であり、給与改定に伴う繰り出しについては現時点で行う予定はありません。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私からは本条例改正に伴う市立病院の影響額と、それと給与改定をどのように考え、決定したのかの2点についてご答弁申し上げます。

1点目の本条例の改正に伴う市立病院における影響額についてであります、初めに市立病院常勤職員における影響額であります、給料表の改定では給料の引上げ分が約9,176万8,000円、12月期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.025月の引上げ分と給料の改定に伴う6月、12月の期末、勤勉手当及び管理職手当等への跳ね返り分、さらに通勤手当の改正による増額を合わせた額が約6,290万7,000円、総額で約1億5,467万4,000円となっております。このほか共済費等の事業主負担の増額分約3,711万6,000円を合わせますと、全体で約1億9,179万1,000円の影響額となるものであります。

次に、市立病院の会計年度任用職員における影響額であります、市役所同様常勤職員の給与改定の取扱いに準じ、改正を行うこととしており、報酬の引上げ分が約1,192万5,000円、12月期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.025月の引上げ分とその跳ね返り分、さらに通勤手当の改正による増額分を合わせた額が約532万2,000円、このほか共済組合負担金及び社会保険の事業主負担の増額分約240万円を合わせますと、全体で約1,964万7,000円の影響額となるものであります。

次に、2点目の市立病院職員に対する給与改定について病院経営に与える影響をどのように考え、決定したのかについてご答弁申し上げます。給与改定につきましては、これまでも人事院勧告がプラス改定、マイナス改定にかかわらず人事院勧告に準拠し、実施しております。この改定に伴う人件費の増加は病院経営に影響を与える要因の一つでもあります、これまでと同様人事院勧告に準拠した給与改定を行うものであります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 2回目なんですけれども、それぞれ影響額について答弁をいただきました。今回質疑をしたかったのは、特に市立病院に関してのことです。先ほども1回目で話したとおりに今の市立病院はとても厳しい経営状況になっていて、令和7年度は10億円をはるかに超えていくようなマイナスからスタートしているという状況です。今も総務文

教委員会の資料を基に自分で計算をしてみたんですけれども、10月末までの医業収支、医業の収入と費用の引き算をやってみました。合計で今664万9,000円の黒字が出ています。あれだけの患者さんがたくさん来ているんですけども、去年と比べればかなり患者さんも戻ってきているかなとは思うんですけども、ただ経営状況としてはこの10月末までで600万円程度しか黒字が出ていないという状況になっています。これまでも今年度約7億円の負担金、交付金がもう出ていますし、一時借入金を一体幾ら借りているのかというのが私たち議員には見えていないので、当然先ほど私がお話をした600万円ぐらいの黒字しか出ていないという中にはそこは全然計算の中には入っていませんから、去年は異常に厳しかったんですけども、まだまだ今年も決して安心できるような経営状況ではないことは今申し上げた数字でも推測ができると思っているんですけども、以前から言っているとおり、人件費というのが砂川市立病院の経営を圧迫してきているのは何回も私が話しているとおりです。

ただ、実は私初めて砂川市立病院に2日間ぐらい入院したんですよ。そのときに感じたのは、急性期病院のありがたさということと、それから病棟のスタッフの皆さんには本当に忙しいし、大変な仕事をしているなと思って、給料を上げてもいいよと思うんです。思うんですけども、やはり経営のこともしっかり考えていかないと、もしも市立病院がもつと厳しい状況になっていったとすれば、砂川市の一般会計、皆さんからの税金からお金を入れていかないと経営が成り立たないという状況になることは、なっては困るんですけども、なるようになっていくということですから、人事院勧告が上がるから、じゃあこの厳しい市立病院の職員の給与もそのまま上げていっていいのかという議論は病院の中でもっと私はやってほしいと思うんですよ。先ほどの局長の答弁はああ言うしかないのかなとは思うんですけども、もっと職員あるいは経営者の中でどんな議論がされてこういう結果になったかということは私は特に市立病院の今の場合でいえばお話をされていいのではないかと思って質疑をします。

1回目の答弁はああいう答弁だろうと思うんですけども、2回目の答弁はもう少しこの入件費、先ほどの影響額でいえば会計年度任用職員まで含めていくと2億円を超えるんですよ。この2億円を超える入件費のアップというのはそう簡単なものではないんですよ。その思いが私の質疑を通して市民の皆さんに伝わっていけるような答弁を私はこの時期だから余計していただきたいなと思って質疑をしています。この2億円、一度上げたらずっとこの2億円プラスの入件費というのは続いていかざるを得ないですよね。今全国というか、自治体病院もみんな赤字で大変な状態というのは分かっています。ただ、道内のある自治体病院では、やはり経営に行き詰まって入件費を落とさざるを得ないという病院も出てきています。

さらに言いたいのは、砂川市立病院というのは企業会計の全部適用をしているんですよ。この全部適用というのはどういうことかというと、民間の企業とほぼ同じで、一部の適用

であれば、病院でも公務員ですから、砂川市の職員の給与が上がれば同じ分だけ上がるという形にはなるんですけども、全部適用というのはそれぞれ経営者と、それから雇用者という形がよりはつきりしている状態になるので、経営の状況を見ながら、いい経営であれば市の職員よりも給料を上げても構わないし、ただ経営が厳しくなったらどうしようということをしっかり労使の中で話をしながら対応するというのが全部適用の病院だと思うものですから、こういう聞き方をしています。そこは答弁を下さい。

3点目で私が聞いた追加交付の関係なんですけれども、前回は本当に少ない額でしたけれども、幾らか給与改定に伴っての交付税というのがあったように思うんですけども、これはなかなか今の段階では分からぬという状況でいいのかどうか。

それから、病院に関する限り、去年は追加調査をするようにという話があったという答弁があったんです。でも、今年は全然そういう話がないというような先ほどの答弁に聞こえたんですけども、そういう理解でいいのかどうかなんですよね。じゃあ、そこまでで2回目の質疑を終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 今回人事院勧告どおりに給与改定をするというところのもう少し詳しいといいましょうか、院内でのどういった協議がなされてそういう判断をしたのかという部分についてであります。まず今年度、令和7年4月1日にといいましょうか、会計年度任用の方々を含め総勢で106名、4月1日現在で人を減らしました。それによって特段患者さんの数というのはそんなに変わってはいないんです。そういった中で現場の声としては、やはり忙しさを感じていると。そこにさらに人事院勧告で今回3.6%上がるという情報がみんな分かっている中で、それを止めるという判断は我々としてもなかなかできなかった。なぜならば、今必死に働いているスタッフのモチベーションをどこまで維持してあげられるのかということもありますし、それを完全に実施しないということが来年度以降の、それは看護師だけじゃなくていろいろな職種も当然退職者が出てくるわけですから、それに伴う新規採用部分にも影響が出てくる可能性もこれは否定できないというようなことから、いわゆる人勧の完全実施ということに踏み切っております。

ただ、今経営的に非常に厳しいので、経営面だけからいくと見送るということも当然考え方としてはあるんですが、そこは今診療報酬が令和6年、7年の我々でいうと人事院勧告の2年連続で非常に高く上昇しているんですが、その分が全く診療報酬に、全くとは言いませんけれども、あまり診療報酬に反映されていないといいましょうか、その分は病院の診療報酬としては入ってきていないという部分があります。それもあって、今国では、令和8年の改定は6月から実施されますので、まだ半年ぐらい先の話なので、その前に何か緊急措置をすることでいろいろな支援策が出てきております。ちょっとその辺まだはつきりしない部分も今現在あるんですが、自分たち一医療機関で経営改善できる部分はもう限界まで来ているかなとも思っていますので、そこは制度としてしっかり見直して

ほしいという思いも伝えながら、ただやはりスタッフ頑張っていますので、そこは何とかしてあげたいという思いで今回人勧をそのまま準拠した形でやっているということでございます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 まず、一番最初の答弁で若干答弁漏れがございました。議員から若年層とか実務者層、年齢の高い者が総体的に給与が上がるような改定になっているけれども、市の影響としてはどうなのだというご質疑があったかと思うんですけれども、私どもとしては国家公務員に準拠しておりますので、改定の影響というのは国と同じように私どもにも影響を及ぼすということで、若年層に限らず全体の職員の給与が上がるような改定になっているということでございます。

国の追加交付の部分でございますけれども、今回国で補正予算の概算の部分で閣議決定はされております。その情報を見ますと給与の改定分として追加交付する分が補正をされているという状況にありますので、追加交付はされると思います。これで、じゃあ幾らになるのかということになってくるんですけども、昨年度の例を申し上げますと市役所側の職員の影響額というのは1億468万円ほどの影響があった。それで、追加交付を国からされたのは4,800万円程度であったということでございまして、市役所側の職員の影響額にも到底及ばないですし、病院側の職員の給料改定分も合わせれば到底足りないというような状況になっております。ですので、今回も同じような形で全体を補完するような形での追加交付というのはないだろうとは思うんですけども、追加交付がされることを確実であると、その部分だけが今分かっているという状況でございます。

病院への繰出金の関係でございますけれども、ご指摘のとおり今回は調査が行われておりますし、調査に関する通知もございません。昨年度は特殊財政需要額に含めていいですよという通知があったわけなんですけれども、今回的人事院勧告に伴って病院側の職員も増額改定されるわけです。これを特殊財政需要として国が考えるのかどうかということだと思います。国の補正予算の中では医療部門ですとか介護部分に手厚く支援をしていくんだということの予算が計上されており、こういった部分で病院側に何らかの対応がされるものなのかどうなのかといったところも判断材料にはなってくるのかなとは思っているところでございまして、現時点では市としては特段国からの通知がないものですから、繰り出しする予定はないということで考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 先ほど一番最初に今部長がおっしゃっていたことを何で私が言ったかというと、ただの提案説明で思いが伝わってこなかつたんですよ。だから、あえて何で今公務員の給与を上げようとするのかという、国が上がったから、じゃあうちが同じように上がってそれが当たり前かということなんですね。国は、一体どこの民間と比較しているんだろうと私はたまに不思議に思うことがあるんですよ。もしかしたら大手企業さんで働

いている人と、国家公務員に準じていくんだから、市の職員でもいいんですけれども、そこと比べているかもしれないし、じゃあ砂川の現状は本当に民間はそんなにいいのかと、市の職員と民間の職員との差がそんなにあるのかとやはり思うんですね。厳しいですよ、みんな。砂川市の企業の皆さん、働いている人たち、市民はみんな厳しい給料の中でやっている人がほとんどです。

だから、ただ単純に国が上がったから砂川市の職員も上げるんですというんじゃなくて、若い人たち、市の職員だって給料が低いということもあるだろうし、そういうことも少し提案説明の中でやはり話していってほしいなと思ってお知らせしていない話をしたんですけども、ぜひ給料が上がった分で地元でいっぱい買物してほしいなと思いますけれども、それで病院なんすけれども、こちらも同じなんですよ。自分たちがどれだけ悩んで職員の給料を上げるかということをもう少し上手に伝えてくれたらいいなと思うんですよね。先ほども言ったとおりで、病院のスタッフは本当に一生懸命やっています。だけれども、病院本体が駄目になったら何にもならないんですよ。だから、そこに向かってどこをどうしていったらいいのか、自分たちが今給料を上げることが本当に今後の市立病院にとってどうなるのかということを内部でもしっかりと話し合ってもらいながらこの結論を出していったという思いが伝わるようなものが欲しいんです。欲しかったんですけども、ちょっと伝わりづらかったかなと今思ってはいます。

先ほども言ったとおりで、病院は結構大変ですよね。局長が2回目の答弁で最初に言った、去年会計年度任用職員を中心に本当に切るだけ切ったじゃないですか。先ほどのお話だと106人でしたか、それがちょうど2億円ちょっとでしたよね、その人件費として。もうちょっと大きかったかも分からないですけれども、その切った分丸々今回の職員の昇給あるいはボーナスのアップで消えるんですよ。それぐらい大きなことなんですね。人事院勧告が出たから、国家公務員が上がったから、じゃあという簡単なものじゃないんですよというのを本当に言いたいという思いです。だから、ここに向かってもう一回答弁しろと言っても難しいかも知れないんですけども、答弁があったら答弁をしてください。なかつたら、もうやめます。

以上です。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 小黒議員が言うとおり、人員削減分が人勧でチャラになってしまふんじやないのかと、昨年もそうでしたけれども、いろいろ各種経費削減の取組をしても結局人事院勧告で上がって、昨年は2.9億円ぐらいでしたけれども、ただその中でもやはり人勧は上げないと、職員のモチベーションもありますし、これから頑張ってもらわなければならぬスタッフに人も減らす、給料も上げないということは、全適病院ではありますけれども、なかなかそこの判断には向かわなかつたというところをしっかりと、我々の伝え方の問題もあるのかもしれません、そこら辺も踏まえて今後もしっかりと職員

へのアナウンスとか、そういうことをやっていきたいというふうに思ってございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第7号及び第8号、議案第5号及び第6号、議案第13号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第11号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第11号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

議案第1号に対する総括質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて総括質疑を続けます。

議案第1号の総括質疑を行います。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 一般会計の補正予算についての総括質疑をします。

私は、第2表の債務負担行為補正のスクールバス運行管理委託についてをお伺いをします。3点あるんですけれども、まずは運営管理委託費の内訳について、これは内訳についてと言って分かるかなと、質問していくて変なんですけれども。要するに今の3台分の、予算書を見ると管理委託とほかの項目なんかもあったりして、どこの範囲までが今回のこの管理委託ということになっているかということのお伺いをまず1点目します。

2点目なんですけれども、今年度の予算執行はゼロです。でも、来年度4月に義務教育学校が開校するわけで、今後スクールバスが動くまでのスケジュールをお伺いをします。

最後の3点目なんですけれども、管理委託業務の内容についてをお伺いします。

以上です。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 (登壇) それでは、今ほど債務負担行為の補正について3点ほど質疑を受けましたので、順次答弁したいと思います。

まず初めに、運行管理委託費の内訳ということになりますが、まず年度別の金額を申しますと、令和7年度はこの予算に基づく今年度の運行は行わないで、まず7年度はゼロ円になっております。令和8年度から10年度にかけて毎年7,112万1,000

円を見込んでおりまして、合計すると2億1,336万3,000円となっているところであります。また、委託費の内容的な内訳ということですが、まず大きく3区分に構成されておりまして、1つ目は乗務員の人工費でありまして、給与ですとか賞与、社会保険料などを試算しております。2つ目は車両整備費でありまして、車検ですとかタイヤ交換など、任意保険もそうなんですが、含んでおります。続きまして、3つ目になるんですが、これは一般管理費でありまして、運行管理に関する経費、事務経費などを見込んでいるところであります。

次に、バスが動くまでの今後のスケジュールということになりますが、この業務に関しては、今定例会で議決されましたら、来年の2月をめどにまず入札を行いたいと考えております。また、今後購入するバス5台、これから来るんですけども、そちらについては2月27日が納期となっておりますので、そちらが来ましたら委託業者にスクールバスを無償貸与しまして、4月の運行に向けて装備品の使い方ですとか経路の道路状況の確認というような準備を進めていただく想定をしております。

また、スクールバスで登下校する児童生徒に関するスケジュールになりますが、年が明けましたらスクールバスに関する要綱などを改正しまして令和8年度以降の運行について最終的に確定する予定であります、その後2月から利用申請の手続ですとかを進めて、運行前には許可通知書ですとか乗車証を交付したいと考えております。また、新たに登下校に乗車する児童生徒を対象に来年2月から3月にかけて2回目の体験乗車を行う予定であります。また、さらに4月の開校間近に今度乗車する全生徒を対象に3回目の体験乗車を行って、4月14日の登校初日の運行を迎える予定としております。

次に、委託業務の内容ということであります、業務の内容につきましては市としてはスクールバスの運行業務となります、乗務員の研修ですとか車両の保管、管理なども一括して委託することとしております。

また、主となるスクールバスの運行の内容についてなんですけれども、スクールバスの運行については5つの区分に分けて考えておりまして、1つ目は登校便になります。そして、2つ目は下校便であります、いずれも8路線で15の停留所を設定して運行することとなります。登校便については全ての路線で原則1便としておりまして、下校便につきましては3便を基本に運行する予定であります。3つ目は部活動便であります、現在の運行と同様に土曜日ですとか長期休業期間中などの部活動のために登下校する際に運行する便ということになります。4つ目は学校教育活動便ということで、登下校に支障のない範囲において、例えば社会科見学で市内外の施設を訪問するときですとか、体育の授業で陸上競技場やプールに行く際、宿泊学習で宿泊先まで送迎するような場合にスクールバスを有効に活用しようと考えているところであります。最後、5つ目になりますが、先ほど申し上げました体験乗車について毎年新たな登下校をする児童に対して実施する予定となっております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 やはり質問の趣旨をきちんと私が言っていたのかなという感じなんですかけれども、今現在3台で3経路があって、前回のときの入札でいくと3つの入札が行われてという流れがあったと思うんですよ。今回は8台になるわけです。つまり8経路ということになって、8回入札が行われてというようなことなのかどうかということがまず聞きたいことです。

それから、今の予算書でいくと、いわゆるスクールバスの運行管理に要する経費という形でいくと運行管理費、委託料以外に燃料費だったり自動車保険料、その他の経費という形であるわけですかけれども、今回のこの債務負担行為の補正という部分での債務負担行為をする費目というか、項目というのがどこまでの範囲なのか、単純に業者さんの運行管理委託料の部分だけの1年間で7,000万ほどになるということになるのかどうなのかというところがお伺いしたかったところです。

それと、今回は1台当たりにすると大体800万円ぐらいかかるんですかね、単純に平均してですかけれども。今の予算でいくと大体500万円ぐらいで済んでいるんですかけれども、ちょっと8台になって割高になっていくのかなということなのか、これは予算として見ているだけということで今後の結果でまたどうなっていくのかということがあるのかどうなのかという点です。

それから、管理委託業務の内容ということなんですかけれども、今現在がどうなっているのかというのがきちんと調べていないので分かっていないんですけれども、この8台のバスが動いているときはいいんだけれども、休んでいるときの時間って結構あるじゃないですか、動いていないときですね。そのときというのはきちんと車庫に入って保管されているものなのかなどうなのか。つまり民間の事業者さんに運行管理を委託するんだけれども、この委託の範囲はどこまでなのかというところをお伺いをしたかったです。

2回目は質疑を終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 まず、契約の予定されている路線ということになりますが、8経路ございまして、8経路それぞればらばらに入札といいますか、委託するというところは考えておりません。なぜかというと、その8経路を一括で入札することはちょっと考えていなくて、ある程度その経路を束ねるといいますか、まとめた中でまずは今のところ考えております。そちらについては、8経路あるんですけれども、似たような経路がありまして、そちらもし学校で急に臨時休校ですか学年閉鎖となって緊急的に帰らなければいけなくなったようなときの場合、通常でしたら2経路2台行くようなところを1経路にまとめて行ったりですか、そういう効率的なところもちょっと考えまして、まずはまとめて、今のところ何個に分けるというところまではちょっと決まっておりませんが、8つではなくて複数というところで今のところは考えているところでございます。

続きまして、燃料費関係ですが、燃料費ですとか自賠責保険、自動車重量税につきましては、現在もそうなんですが、教育委員会でまず予算をつけております。ですので、業者の運行管理委託にはその分は含んでおりません。

委託料の予算で1台当たりの単価が高いのではないかというところなんですが、こちらにつきましては実際入札して、当時たしか60%ぐらいの入札率だったのかなと思います。今回はまだ入札も終わっていませんので、実際やったときにその分落ちることも想定しますとそんなに開きがないのではないかというところで考えてはおりますが、当時から物価も上昇していますので、幾らか多くはなるのかなというところで想定しているところであります。

あと、バスが動いていないときの保管の状況というところなんですが、こちらは当然委託業者が動いていない時間会社に戻るですとか、どちらかバスを止められるようなところで休憩しているのかというところはあると思いますが、基本的には会社に戻って休んでいるというか、バスを保管しているということで伺っているところであります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ちょっと私の質問が悪いんですね、きっと。すごく細かいことになってしまってきているんですけども、これを何で聞きたいかというと、要するに入札そのものが何回、前回は3経路で3つの委託だったわけですよ。今回は8経路あるわけで、でも今のお話でいくと8つの入札が行われるわけではなさそうで、それを経路に分けるというお話だったんですけども、入札だから同じ事業者が2つ落とすということだってもちろんあるんだろうし、ただ8台のバスが動いていく中である程度複数の業者さんが関わっていてもらつたほうがいいというとき、何が起こるか分からぬわけでしょう、そういうときにはある程度分散した取扱い事業者に受けてもらうということを意識したほうがいいのではないかと私は思っていて、その辺がどんな基本的な考えをされているんだろうというところを、今これを可決したら全てがお任せということになるので、そのところがお伺いしたいところです。

今現在の3台のバスなんですけれども、これを見ていても、たまに行き交うときがあるんですよ。そしたら、多分会社によってなんだと思うんですけども、1台はジャンパーだけだったり、ジャンパーも着ていないというスクールバスの運転手さんがいます。ほかは、きちんと制服を着ているスクールバスもあるんですよ。こういうのは誰が見ているか分からぬんですよ、スクールバスは以外と目立つんです。本当だったら今みたいな砂川市だけじゃなくて、ちょっとラッピングでもして市の宣伝でもすればいいのになと思いつながらですけれども、運転手さんの姿を見てちょっと統一性がないとあまりかっこいいものじゃないなということもあるかなと私は思っていて、子供たちに対してもどこのバスでも同じような感じの運転手さんがいてという形がきっといいんだろうなと思うので、その辺は例えば入札要件の中である程度何か決めていったらどうなのかとか、今がそういう状態

だから、これでもっと分かれていくとどんなふうになってしまうんだろうと、そこが業者さんに全部お任せでやっていくということになってしまっていいのかなと思ったりもするので、そこが先ほども聞いた管理委託業務の内容が一体どこまであるのだろうというのが答弁の中で出てくるかなと思ったんだけれども、出てこなかつたというところなので今お伺いするんですけれども、入札する上で必ず業務委託の内容が出てくると思うんですよ。そこを答弁の中で話していただければさらにそこに対して質問ができていったんすけれども、今車庫みたいなことの話になってしまったんすけれども、業務内容、いわゆる入札に公示される業務内容、それで幾らで入札してください、予定価格があつてということになるんだと思うので、そのところをもう一度お伺いをしたいと思います。

それで、今まで聞いている中でも登校便と下校便と、それから部活の便と学校教育の便というところまでは分かつたんすけれども、実はこれは35人乗りのバスを砂川市はこれから8台持つことになるんすよね。かなり休んでいる時間の長いバスということになつていて、よく市民の方々からも言わることは、せつかくこういうバスなのに子供たちだけしか乗らないのかねなんていう話は正直言つてあります。ただ、この話を聞いてしまうと、それはというこちらのそういう雰囲気がありありと出ていますので、また別の機会にしたいとは思うんですけども、そういうことでまずはこのスクールバスに関しての先ほど最後に聞いた管理のもう少し詳しい業務内容を、何項目か当然あると思うんですけども、その辺のところをお伺いして終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 先ほど入札を複数にするといったところの答弁で、今議員さんがおっしゃられた何か不測の事態があつたときのために分けておいたほうがというところを伺つたんですが、先ほど説明がちょっと漏れていたんですが、教育委員会としてもそういうような視点から複数にまづ分けようとしているところでございます。

次に、委託の管理費というところの部分であります、まず委託の中には管理委託業務契約と運行管理委託業務契約ということでちょっと仕様が分かれているんですけども、各スクールバスを無償貸与するですとか、スクールバスの保管方法ですとか、あとは保険の加入、そして運行管理計画、あとは運転手に関する約束事とかというところで契約の中では細かく示されているところであります、先ほど制服ですとか、そういう統一するようなものの費用まで入つてているかというところでいければ、今回そういう費用については委託業務の中に入れておりませんので、今ほど議員さんからおっしゃられて、うちもそのような対応もちょっと今考えられるのかなというところで思いましたので、そういう統一した何か分かりやすいというところでは今後検討していきたいというところでご答弁させていただきます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第1号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております9議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時28分